

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年(2023年)10月16日(月)10:00

発表項目	令和5年度釧路湿原自然再生協議会委員の募集(第11期(後期))について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日() 時 分	発表場所	
概要	<p>釧路湿原自然再生協議会では、釧路湿原自然再生協議会設置要綱に基づき釧路湿原自然再生協議会委員を募集します。</p> <p>この募集は毎年行われ、11期目のうち後期にあたる今回の委員の任期は令和5年11月15日から令和6年11月14日までとなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 応募資格 釧路湿原自然再生事業またはこれに関連する活動に継続して参加しようとする個人、団体、または法人。</p> <p>2 応募方法 参加応募用紙に全ての必要事項を記入の上、郵送、FAX またはメールで応募してください。 なお、応募用紙については、関係行政機関の窓口で配布するとともに、釧路湿原自然再生協議会ホームページに掲載しています。 (URL : http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html)</p> <p>3 募集期間 令和5年(2023年)10月16日(月)~11月2日(木)必着</p>		
参考	<p>○ 釧路湿原自然再生協議会について 釧路湿原自然再生協議会は釧路湿原の自然再生を推進するため必要となる事項の協議を行うことを目的として、平成15年に設立されました。</p> <p>現在は、湿原再生小委員会、河川環境再生小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会、地域づくり小委員会の7小委員会が設置され、協議が行われています。</p>		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	釧路総合振興局保健環境部環境生活課 課長 笹山 学 (釧路湿原自然再生協議会事務局) 電話 0154-43-9150		

「釧路湿原自然再生協議会」 募 集 要 領

1 趣旨

釧路湿原自然再生の取り組みを進めるため、平成 15 年 11 月に「釧路湿原自然再生協議会」（以下「協議会」という）が設立され、11 期目の現在、約 150 名の参加により運営されています。これまで 29 回の協議会では、協議会の枠組み、自然再生の全体的な取り組みの方向を定める「全体構想」の策定、全体構想に基づいた実施計画の検討等を行ってきました。このたび設置要綱に基づき、11 期目(後期)の協議会委員を募集いたします。任期は令和 6 年 11 月までの 1 年間です。

本協議会へ参加していただき、釧路湿原の自然再生活動の推進にご協力をお願いいたします。

2 協議会の役割

釧路湿原の保全と再生の取り組みを推進するため、以下の事項を行います。

- (1) 釧路湿原自然再生全体構想の作成 (2015 年 3 月改定済)
- (2) 釧路湿原自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 釧路湿原自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

3 協議会の構成

- ・自然再生事業を実施しようとする者
- ・自然再生事業またはこれに関連する活動に参加しようとする者
(地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等)
- ・関係行政機関及び地方公共団体

4 協議会の活動内容

構成員は年に 1 回程度開催される、自然再生協議会において自然再生事業の実施等について議論・検討を行います。また、構成員は協議会の元に設置された 7 つの小委員会のいずれかに所属することができ、(複数所属可: それぞれ年に 1 ~ 2 回程度開催)、各分野において議論・検討を行います。詳細は協議会 HP (<http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>) をご覧下さい。

5 応募資格

釧路湿原自然再生事業またはこれに関連する活動に継続して参加しようとする個人、団体、または法人。

6 応募方法

参加応募用紙に全ての必要事項を記入の上、郵送、FAX またはメールで応募して下さい。

7 任期 (第 11 期後期)

令和 5 年 11 月 15 日 ~ 令和 6 年 11 月 14 日

8 募集期間

令和 5 年 10 月 16 日(月) ~ 令和 5 年 11 月 2 日(木) 必着

9 留意事項

- ・協議会の参加にあたって必要となる交通費等は、応募された方々の負担とさせていただきます。
- ・必要事項が記載されていない場合や「自然再生に向けてお取組み頂ける内容」によっては、参加して頂けない場合もあります。

10 問合せ先、送付先

【所在地】 〒085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号 釧路総合振興局保健環境部環境生活課

【TEL】 0154-43-9154

【FAX】 0154-41-2703

【メール】 chosakan@cho.co.jp

「釧路湿原自然再生協議会」運営事務局

北海道釧路総合振興局、国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部、環境省 釧路自然環境事務所、林野庁 北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあい推進センター、さっぽろ自然調査館

【協議会ホームページアドレス】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>

釧路湿原自然再生協議会の委員募集について

釧路湿原自然再生協議会運営事務局

北海道釧路総合振興局
国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
釧路湿原森林ふれあい推進センター
さっぽろ自然調査館

1. 設立趣旨

釧路湿原はわが国最初のラムサール条約登録湿地であり、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多様な野生生物の貴重なすみかとなっています。しかし、流域の経済活動の拡大に伴い湿原面積が著しく減少し、湿原植生もヨシ-スゲ群落からハンノキ林への急激な変化が進みました。

このような変化は自然の推移をはるかに超える速さで進行したため、関係省庁や自治体、地元NPOなどが、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

平成15年1月に、自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより釧路湿原における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなりました。

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を踏まえ、これまで実施してきた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、地域住民、NPO、NGO、地方公共団体、関係行政機関、専門家などで構成する「釧路湿原自然再生協議会」(以下、「協議会」という。)を設立し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と事業実施をこれまで以上に進めたいと考えています。

2. 構成

協議会は、以下の方々によって構成されます。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者
- (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

3. 協議会の役割とこれまでの取り組み経緯

協議会は平成15年11月15日に設立されました。また、協議会設置要綱第10条に基づき、協議会には7つの小委員会が設置されました。これまでに、協議会は29回、小委員会はそれぞれ12~38回開催され、釧路湿原の自然再生の取り組みの考え方・全体的な方向性を示す「釧路湿原自然再生全体構想」を策定し、各主体者の事業の「実施計画(案)」や、表1-1の具体的な取り組みなどについて協議しています。

釧路湿原自然再生協議会の役割

- (1) 釧路湿原自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

小委員会の役割

- (1) 実施計画案の内容の協議
- (2) 実施計画に基づくモニタリング結果についての協議
- (3) その他必要な事項の協議

表 1-1 各小委員会の検討内容

No	小委員会名	検討内容
①	湿原再生小委員会	湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、その実施状況及びモニタリング結果等
②	河川環境再生小委員会	河川の再蛇行化などの河川環境の再生に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
③	土砂流入小委員会	河川への土砂流入防止に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
④	森林再生小委員会	森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
⑤	水循環小委員会	水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
⑥	地域づくり小委員会	バランスの取れた社会経済活動と湿原保全の推進、観光・地域振興による湿原の賢明な利用、地元産業との連携及び情報の発信・提供等に関する事項等
⑦	再生普及小委員会	釧路湿原の自然再生における環境教育、市民参加及び情報共有の推進並びに小委員会間連携の強化に関する事項等

4. 参加案内

「釧路湿原自然再生協議会」は、11 期目の現在、約 150 名の参加により運営されています。

このたび設置要綱に基づき、11 期目（後期）の協議会委員を募集いたします。

第 11 期委員（後期）の任期は令和 5 年 11 月 15 日から令和 6 年 11 月 14 日までの 1 年間です。本協議会へ参加していただき、釧路湿原の自然再生活動の推進にご協力をお願いいたします。

釧路湿原の保全と再生を進め、子どもたちにこの素晴らしい湿原を残すため、皆さんの理解と協力をお願いいたします。

5. その他

(1) 今後のスケジュール

令和 5 年 11 月 2 日（木）：第 11 期（後期）協議会構成員 募集締め切り

令和 6 年 2 月下旬～3 月上旬頃：第 30 回協議会の開催（釧路市内を予定）

(2) 釧路湿原の自然再生事業に関する詳しい情報源

・釧路湿原自然再生協議会ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>

「釧路湿原自然再生協議会」参加応募用紙

※個人情報、本件の目的以外には使用いたしません。

1. 団体名、法人名	2. 所在地

※上記は個人の方は記入の必要がございません。

3. 氏名（団体、法人の場合は代表者名及び役職を記入）	4. 年齢	5. 電話番号・FAX番号
	歳	電話：
6. 担当者名 (3.と同じ場合は記入不要)		FAX：
7. 住所	8. 電子メールアドレス（お持ちの方）	

* 協議会では構成員への連絡のため、メーリングリストを設置しています。協議会運営の円滑化のため、可能な限りメールアドレスの登録をお願いいたします。メールをお持ちでない方は、郵送またはFAXでご連絡いたしますが、内容によりメールをお持ちの方のみご連絡させていただく事項もございます。ご容赦下さい。

9. 応募の動機、釧路湿原自然再生に向けてお取り組み頂ける内容。
10. 自然環境保全に関する活動を既になされている場合は、その内容をご紹介下さい。

※活動を紹介されているパンフレット等がございましたら、本参加申込書に添付頂ければ幸いです。

11. 小委員会の所属について 現在運営している小委員会は以下のとおりです。どの小委員会に所属されるのか、所属希望の欄に○印を記入願います。（複数可）			
No	小委員会名	検 討 内 容	所属希望
①	湿原再生小委員会	湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、その実施状況及びモニタリング結果等	
②	河川環境再生小委員会	河川の再蛇行化などの河川環境の再生に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等	
③	土砂流入小委員会	河川への土砂流入防止に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等	
④	森林再生小委員会	森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等	
⑤	水循環小委員会	水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等	
⑥	地域づくり小委員会	バランスの取れた社会経済活動と湿原保全の推進、観光・地域振興による湿原の賢明な利用、地元産業との連携及び情報の発信・提供等に関する事項等	
⑦	再生普及小委員会	釧路湿原の自然再生における環境教育、市民参加及び情報共有の推進並びに小委員会間連携の強化に関する事項等	

応募締切り 令和5年11月2日（木）必着